

随 意 契 約 理 由 書

件 名	軽貨物車の再リース契約
契 約 の 相 手 方	大阪市中央区本町 3 - 5 - 7 日本カーソリューションズ株式会社 大阪営業第二部
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当
随 意 契 約 理 由	今回再リースする物件は、平成 27 年 5 月 29 日から長期契約でリースしたもので、これまで安定して利用しており、車両の状態は良好である。 また、長期契約満了時にはリース元である日本カーソリューションズ株式会社の資産としての残価値が減価償却により減少し、安価で再リースすることができるため、本件事業者と随意契約を行う。
備 考	